

松山市防犯協会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市防犯協会の財源を確保するとともに、地域安全活動の振興と安全で安心なまちづくりの推進を図るため、また、民間企業等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告の掲出)

第2条 広告の掲出をしようとする者は、松山市防犯協会発行印刷物広告掲出申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して会長に提出し、松山市防犯協会発行印刷物広告掲出許可書(様式2号)の交付を受けるものとする。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) あたかも市防犯協会が推奨しているかのような誤解を市民に与えるもの
- (7) 個人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと会長が認めるもの

(広告規格等)

第4条 広告の規格・掲出位置は別途協議により決定する。

(広告料金等)

第5条 広告物の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

第6条 広告の募集は、松山市防犯協会事務局(市民防災安全課)ホームページの掲載その他適当な方法により、広く一般を対象として行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、松山市広告事業の実施の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年2月3日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。